

（乗車装置）

第104条 自動車の乗車装置の構造に関し、保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げる乗車装置はこの基準に適合するものとする。
 - イ 側面にとびら、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの
 - ロ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの
 - ハ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行30cm以上）を有するもの
 - ニ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの
- 二 リンク式ドア開閉装置にあつては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。
- 2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、協定規則第129号の規則6.3.1.2.に定める基準に適合するものであればよい。
 - 一 指定自動車等に備えられている内装と同一の材料であつて、かつ、同一の位置に使用されているもの
 - 二 公的試験機関等が実施した試験結果を記載した書面その他により、難燃性であることが明らかである材料
 - 三 鉄板、アルミ板、FRP、厚さ3mm以上の木製の板（合板を含む。）及び天然皮革
 - 四 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
 - 五 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
- 3 前項において、次の各号に掲げるものは、「内装」とされないものとする。
 - 一 車体に固定されていないもの
 - 二 表面の寸法が長さ293mm又は幅25mmに満たないもの
- 4 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備える第26条第3項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項の告示で定める基準は、協定規則第21号の規則5.に定める基準又は別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。
- 5 指定自動車等に備えられているインストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の

座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

- 6 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第6項の告示で定める基準は、協定規則第21号の規則5.に定める基準又は別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。
- 7 指定自動車等に備えられているサンバイザと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
- 8 衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、第6項の基準に適合するものとする。